

区分・種別	県指定無形民俗文化財		
名称	おおだこがっせん 大凧合戦		
所在地	喜多郡内子町五十崎		
所有者		保護団体	内子町
指定年月日	昭和41年4月5日 県民俗資料 昭和52年1月11日 県指定替え		
解説	<p>この行事は、毎年5月5日の「凧節供」に小田川の豊秋河原^{とよあきがわら}を舞台に行われる行事である。約130m幅の川をはさんで、五十崎地区方は右岸に、左岸の「ダバ」と呼ばれる草地に天神地区が位置して、川面を吹き抜ける春風を利用して凧をあげ、相手方の凧綱を切るのを競う。</p> <p>この近辺では、男児が初節供を迎える家々では、従来出生凧をあげて祝う習わしがあった。喜多郡六日市の庄屋日記、弘化4年（1847）ころの記録には「毎歳5月5日凧をあげ、六日市、八日市、福岡取り合いを致し争論仕り候」とある。</p> <p>凧は縦1.3m、横1.5mの^く矩形に真竹を骨とし麻ひもでくくり、特産の大洲和紙を張り付ける。凧には男児の名前や屋号を墨と色絵具で大書する。凧綱は麻糸をよって作り小指大の太さ、長さ約180mのものを用いる。この引き綱に相手方の引き綱を切るため「ガガリ」と呼ばれる鉄または真竹製の用具を取り付ける習わしになっている。</p>		

